

エンゼルパートナー制度のご案内

川崎市在住のひとり親家庭の親またはひとり親を経た寡婦の方が一時的に家事や子育てにお困りの時に日常生活を支援する事業です。

子育て支援

生活援助

こんな時に利用できます

【自立支援に必要な事由】技能習得、就職活動、修学等の自立支援のための事由

【社会的な事由】疾病、事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等の社会的事由

ご利用にあたって

利用については、事前面談での登録が必要です。

月10日、1年間240時間以内まで利用できます。

年間を通しての継続的な利用はできません(ただし、母子・父子家庭の残業は除きます)

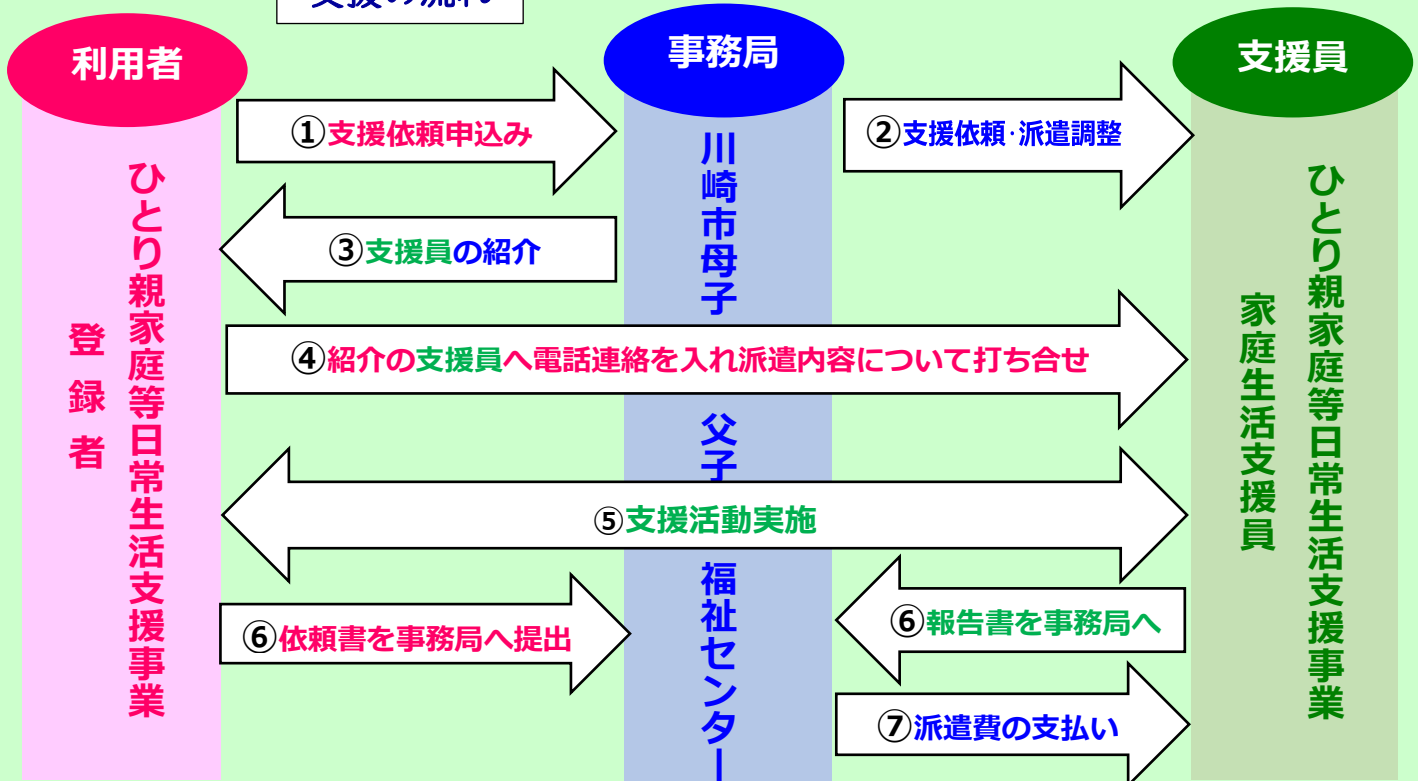
年末年始及び事務局の休館日は、連絡調整・安全配慮の面から派遣はしていません。

所得により、1時間当たり70円~300円の利用者負担金が発生します。

お問い合わせ先

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ ☎044-733-1166

支援の流れ



川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

川崎市母子家庭等就業・自立支援センター事業

川崎市母子家庭等生活支援事業

就業支援

- ◇ 無料職業紹介所
- ◇ 就職・転職の相談受付
- ◇ 商業支援講習会
 - パソコン講座（初心者）
 - パソコン講座（基礎～ワード・エクセル）
 - パソコン講座（ファイル管理）
 - パソコン講座（中級～ワード・エクセル）
 - パソコン講座（中級～パワーポイント）
 - パソコン講座（上級～エクセル関数）
 - MOS（エクセル）受験対策講座
 - 日商簿記3級検定資格取得講座
 - 登録販売者受験対策講座
 - 看護学校受験対策講座
 - FP3級・2級受験対策講座 等
- ◇ 自立支援プログラム策定
- ◇ 自立支援教育訓練給付金の申請受付
- ◇ 高等職業訓練促進給付金等の申請受付
- ◇ 高卒程度認定試験合格支援給付金の申請受付
- ◇ 高等職業訓練促進資金貸付金の申請受付
 - 訓練促進資金
 - 住宅支援資金

生活支援

- ◇ 生活相談
- ◇ 生活支援講習会
 - 水曜日健康教室ボディワーク
 - 金曜日健康教室ヨガ
 - 養育費に関する講習会
 - ひとり親応援フェスタ 等
- ◇ 女性弁護士による無料法律相談

相談日：毎月第2金曜（18：00～20：00）
1人30分
奇数月第4金曜（13：30～15：00）
1人30分 ※11月除く

申込：1ヶ月前から電話予約（先着順）
※ 離婚によりひとり親になる予定の事前相談も可
- ◇ 1級FPによる無料生活・家計相談

相談日：奇数月第2土曜（13：30～15：00）
1人30分 ※11月除く

申込：1ヶ月前から電話予約（先着順）
※ 離婚によりひとり親になる予定の事前相談も可
- ◇ 川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業
（エンゼルパートナー制度）
川崎市在住のひとり親家庭の親またはひとり親を経た寡婦の方が、一時的に日常の家事や育児ができない時に、家庭生活支援員（サポーター）を派遣する事業です。

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

〒211-0067

川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話 **044-733-1166**

FAX **044-733-8934**

休館日 毎月曜・第2・4日曜・祝日・祝日が月曜の場合の翌日

開所時間 9:00～17:00（水曜・金曜 9:00～21:00）

相談時間 9:30～16:00（水曜・金曜 9:00～20:00）

《アクセス》

JR武蔵小杉駅北改札（南武線口）北口バスターミナルより
徒歩10分または市営・東急バス小杉御殿町から徒歩0分

